

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、「継続的に企業価値を高める」ことを経営における最重要項目と位置づけ、(1)経営の透明性と健全性の確保、(2)スピーディーな意思決定と事業遂行の実現、(3)アカウンタビリティ(説明責任)の明確化および(4)迅速かつ適切で公平な情報開示を基本方針として、コーポレートガバナンスの強化および監視機能の充実に取り組んでいます。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)として取りまとめ、当社ウェブサイトにおいて公開しています。

(<https://www.idnet-hd.co.jp/corporate/policy.html>)

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権行使のための環境整備、および招集通知の英訳】、【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】  
・招集通知の英訳については、現状海外投資家の比率が低いため、業務効率面から未実施ですが、その持株数が20%を超えた段階で実施を検討します。

なお、ガイドライン第2章第8条もあわせてご参照ください。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

全ての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【原則1-4 政策保有株式】

ガイドラインの第2章第11条をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

ガイドラインの第2章第7条をご参照ください。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

2016年4月より確定拠出年金制度へ全面的に移行しており、同制度への移行前に退職した従業員に限り、確定給付企業年金制度(受給者・待期者のみで構成される閉鎖型)を適用しています。閉鎖型確定給付企業年金の積立金は安全第一に運用しています。

【原則3-1(i) 会社の目指すところ(経営理念等)】

ガイドラインの第1章第2条、および第2章第12条をご参照ください。

【原則3-1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

ガイドラインの第1章第3条をご参照ください。

【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】

ガイドラインの第3章第16条をご参照ください。

【原則3-1(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】

ガイドラインの第3章第2条をご参照ください。

【原則3-1(v) 取締役が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名について】

ガイドラインの第3章第2条をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

ガイドラインの第3章第4条をご参照ください。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

ガイドラインの第3章第8条をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

ガイドラインの第3章第8条、第15条をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方】

ガイドラインの第3章第2条、第3条をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

ガイドラインの第3章第2条をご参照ください。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価の実施、その結果の概要の開示】  
ガイドラインの第3章第6条をご参照ください。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】  
ガイドラインの第3章第13条をご参照ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】  
ガイドラインの第2章第6条をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エイ・ケイ	1,243,954	10.90
株式会社みずほトラストシステムズ	1,023,823	8.97
ID従業員持株会	731,625	6.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	522,500	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	433,200	3.79
みずほ信託銀行株式会社	422,850	3.70
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	327,977	2.87
有限会社福田商事	300,000	2.62
TDCソフト株式会社	284,100	2.48
船越朱美	198,127	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

「大株主の状況」は2019年3月31日現在のものです。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
杉浦 章介	学者													
林 慶治郎	他の会社の出身者													
中村 あや	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉浦 章介			社外取締役の杉浦章介氏は、長年にわたり大学および大学院教授を務めており、直接会社経営に関与した経験はありませんが、豊富な学識経験を有しているため、経営体制のさらなる強化、および経営監督機能を果たすことを期待し、社外取締役として選任しております。また、当社からは、役員報酬以外には金銭その他の財産を得ていないことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性が担保されていると判断し、独立役員として指定しております。

林 慶治郎		社外取締役の林慶治郎氏は、IT分野における先端の知見とグローバルビジネスにおける経験を有しているため、経営体制のさらなる強化、および経営監督機能を果たすことを期待し、社外取締役として選任しております。また、当社からは、役員報酬以外には金銭その他の財産を得ていないことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性が担保されていると判断し、独立役員として指定しております。
中村 あや	当社の取引先である日本アイ・ピー・エム株式会社の出身者であります。当社における同社の売上構成比は、直近事業年度において11.4%です。 当社は同社とは一定量の取引がありますが、同氏は当社の社外取締役選任時の3年前に同社を退任しております。	社外取締役の中村あや氏は、外資系IT企業における豊富な業務経験とグローバルな知見、さらには購買部門の業務執行責任者としての専門性を有しており、経営体制のさらなる強化、および経営監督機能を果たすことを期待し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	0	2	0	2	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	0	2	0	2	その他

補足説明

その他の2名は社外監査役です。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画の調整を行い、監査役は会計監査人から監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換、意見交換を行っています。

・監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、経営監査室から監査計画、方法、範囲について説明を受けるとともに、常勤監査役は経営監査室と連携して内部監査を実施し、必要な情報交換、意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡崎 正憲	公認会計士													
長谷川 啓一	他の会社の出身者													
渡辺 尚生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡崎 正憲			社外監査役の岡崎正憲氏は、公認会計士として多数の企業の経営全般にわたる指導をしており、会計監査および内部統制に関して深い見識を有しているため、経営全般の監視を期待して、社外監査役として選任しております。また、社外監査役就任以後、当社からは、監査役報酬以外には金銭その他の財産を得ていないことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性が担保されていると判断し、独立役員として指定しております。
長谷川 啓一		当社の取引先である株式会社みずほトラストシステムズの出身者であります。当社における同社の売上構成比は、直近事業年度において11.3%ですが、当社が属するみずほフィナンシャルグループ全体では、23.7%となります。なお、同氏は当社の社外監査役選任時の7年前に同社を退任しております。	社外監査役の長谷川啓一氏は、金融機関における豊富な業務経験と会社役員としての専門知識があり、当社との間に特別な利害関係がないことから、客観的かつ公正な立場から取締役の職務執行を監査できるものと判断し、社外監査役として選任しております。
渡辺 尚生		当社の取引先である東京ガス株式会社の出身者であります。当社における同社の売上構成比は、直近事業年度においては僅少ですが、当社が属する東京ガスグループ全体では、4.5%となります。なお、同氏は当社の社外監査役選任時の2か月前に同社を退任しております。	社外監査役の渡辺尚生氏は、エネルギー分野における技術開発部門長としての豊富な業務経験と会社役員としての専門性があり、その経験を通じて培った経営の専門家としての見識に基づく経営全般の監視を期待して、社外監査役として選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

#### ・ストックオプション制度

当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しています。

#### ・業績連動型報酬制度

当社は、2015年6月18日開催の第47期定時株主総会において、「株式給付信託(BBT (= Board Benefit Trust))」導入を決議しています。また、当社の中核子会社である株式会社インフォメーション・ディベロプメントも同様に導入しています。

当社が拠出する金銭を原資として、信託がこれにより当社株式を取得し、原則として役員が退職する際に、両社取締役会が定める共通の役員株式給付規程に従って当社株式を給付するものです。

導入により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができるものと考えています。

#### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

#### 該当項目に関する補足説明

会社経営に関与度の高い社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員としています。

2011年度 付与総数2,170個 (行使価額 547円)

(\* 1個 = 100株)

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

更新

2019年3月期の取締役および監査役に支払った報酬は次のとおりです。

取締役6名に対し162百万円(うち社外取締役2名に対し12百万円)

監査役5名に対し15百万円(うち社外監査役4名に対し10百万円)

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役報酬(社外取締役を除く)は、固定報酬と変動報酬から成り、変動報酬は業績報酬、賞与、および株式報酬により構成されています。変動報酬は会社の業績、経営戦略実行への貢献度による評価を反映しています。

・報酬の水準および賞与は、株主総会の決議による年額報酬限度額の範囲内で、社外取締役および社外監査役を中心に構成する指名報酬委員会に諮問し、取締役会で決定しています。

・社外取締役は、独立性および中立性確保の観点から、月額報酬のみとしています。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じ、コーポレート戦略部にてサポートをしています。社外監査役へは、毎月開催される監査役会にて監査役(常勤)より補完的な説明を実施しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

経営の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として毎月1回の定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、的確かつ迅速に経営上の重要事項を審議・決議しています。また、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しています。

社外取締役の杉浦氏は、大学教授として経済学の専門的な知識・経験等を有しており、独立役員にも指定している同氏の登用により、当社の経営に対する監督機能の実効性向上を図っています。

社外取締役の林氏は、IT分野における先端の知見とグローバルビジネスにおける経験等を有しており、独立役員にも指定している同氏の登用により、当社の経営に対する監督機能の実効性向上を図っています。

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役1名と、3名の社外監査役(独立役員の社外監査役1名を含む)を合わせた4名で構成されています。監査役は、重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、業務執行状況を確認するほか、それぞれの専門的立場から経営と財産の状況について監査を行い、経営監視機能の強化を図っています。

監査業務の充実を図るため、社長直轄の経営監査室は現在6名体制で監査を行っています。

経営上の重要課題に関する事項について協議する機関として、グループ経営会議を原則毎月1回、また必要に応じて臨時に開催しています。

当社は、取締役会評価に関する規程に基づき、自己評価を実施しています。その結果をもとに、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その内容を当社ウェブサイトにて開示しています。

URL: <https://www.idnet-hd.co.jp/news/index.html>

なお、ガイドライン第3章第6条もあわせてご参照ください。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業規模や事業内容に鑑み、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知については、第51期定時株主総会(2019年3月期)は法定期日より8日早く発送しています。株主の皆さまの検討時間を確保すべく、引き続き早期発送の努力をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	第49期定時株主総会: 2017年6月23日 第50期定時株主総会: 2018年6月22日 第51期定時株主総会: 2019年6月21日
電磁的方法による議決権の行使	2019年1月24日開催の臨時株主総会より導入しています。
その他	当社ウェブサイトに招集通知、決議通知、臨時報告書(株主総会の議決権行使結果)を掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて公表しています。 <a href="https://www.idnet-hd.co.jp/ir/disclaimer.html">https://www.idnet-hd.co.jp/ir/disclaimer.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的に行い、毎回アンケートを通じて投資家からのフィードバックを受けています。業界や当社事業および戦略に対する投資家の認識を把握することで、IR活動ならびに、経営の参考にしています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表時および第2四半期決算発表時に、アナリスト・機関投資家に向けた説明会を実施しています。また、決算説明会直後には国内ロードショーを開催するなど、定期的に機関投資家訪問を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内投資家との情報格差を埋めるべく、海外機関投資家への定期訪問を実施しています。より高いレベルで経営の効率性や透明性を求める海外投資家と定期的にコンタクトを持つことで、当社のコーポレート・ガバナンス充実の参考にしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	自主的開示資料としては、説明会資料、ファクトブック、ID レターを掲載しています。また、決算短信やニュースリリースの英語版を掲載するなど、IRサイトの情報充実に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄の「コーポレート戦略部」がIR 担当窓口となっています。	
その他	IR 説明会などでの会社説明はすべて社長自ら行っています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」、および当社ウェブサイト「ESGへの取組み」に明文化しています。



<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>(1)ISO14001の認証取得済み (2)「クールビズ」「ウォームビズ」の奨励 (3)地域貢献活動 ア.シニア向けパソコン教室 イ.通学路交通指導員(春、秋) (4)文化・芸術活動支援 (5)奨学金制度(中国湖北省武漢市の華中科技大学)、日本語学習奨学金制度(中国湖北省武漢市の江漢大学)、日本語寄付講座(中国湖北省武漢市の湖北経済学院) (6)日本セーリング連盟「日の丸セーラーズ」の協賛支援 (7)環境保全活動(「山の日記念全国大会in鳥取」や「大山開山1300年祭」の協賛、地雷除去活動のサポート) (8)特例子会社「愛ファクトリー(株)」による障害者雇用促進 (9)ベンチャー・カフェ東京への協賛 (10)ビーチクリーン活動の実施 (11)次世代育成のための研究助成</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株主を重視した経営とその透明性を高めるため、積極的にディスクロージャーを行っています。タイムリーな情報開示を行うとともに、アナリスト向け決算説明会、個人投資家説明会および海外投資家訪問を継続的に実施しています。</p>
<p>その他</p>	<p>社内を受付窓口とすることに客観的な支障がある場合や心理的にこれを躊躇する場合のために、社外に相談窓口を3か所設け、中村好伸法律事務所と不正通報窓口業務に実績のある(株)インテグレックス、ならびにメンタルヘルスケアサポートに実績のある(株)Eパートナーに運営を委託しています。</p> <p>【女性の役員や管理職への登用に向けた取組み】 ダイバーシティに関するトレーニングを2013年より実施し、社員全員の意識変革に取り組んでいます。とくに中堅女性社員向けトレーニングでは、経営トップ層とのコミュニケーションの機会を設けるなど、女性管理者の育成に努め、2020年の目標「女性管理職比率30%」を目指しています(女性管理職比率 2019年3月末現在 14.2%)。 次世代認定マーク「くるみん」や女性活躍推進企業認定「えるぼし3」を取得し、女性が個性と能力を発揮して働き続けられる仕組みづくりを推進しています。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、以下のような体制の確立・推進を進めています。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役および執行役員は、当社および関係会社(子会社および孫会社)が共有すべきルール・考え方を定めた経営理念「IDentity」に基づき、企業倫理の確立に努めるとともに、法令、定款および社内規程の遵守の重要性を役員に対し繰り返し発信し、その周知徹底を図る。
- (b) コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス所管の専任部署を設置し、「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに、コンプライアンス意識の維持・確立、その周知徹底のための教育・啓蒙活動等を行う。
- (c) 当社グループにおける法令違反や社内ルール違反等の行為については、社内通報窓口をコンプライアンス所管部署、社外通報窓口を顧問弁護士とする「ホットライン」を設け、問題の早期発見に努める。
- (d) 財務報告に係る信頼性を確保するために必要な内部統制システムを整備し、維持・向上を図る。
- (e) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応し排除する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的媒体を含む)の取扱いは、社内規程およびそれに関する関連マニュアル等に従い適切に保存および管理(廃棄を含む)を実施し、必要に応じて運用状況の点検、各規程等の見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、自然災害、情報セキュリティ、労務管理、および品質管理等に係るリスクについては、取締役会の諮問機関である「グループリスク管理委員会」において、リスク状況のモニタリング、対策の検討および状況の取締役会報告等を行う。個別リスクへの対応については、各々の所管部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の迅速かつ適正な意思決定のために、「グループ経営会議」、「経営委員会」等を設置し、重要案件の事前審議等を行う。
- (b) 業務執行に関する職務分掌・権限・手続き等を明確化し、執行役員制度を導入し効率的な業務執行を図る。
- (c) 経営計画のマネジメントについては、中期経営計画および年度計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のために活動し、代表取締役が月次レビューにより、事業計画の進捗と業務の執行状況の確認を行う。
- (d) 取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 関係会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」ならびに「関係会社管理所管部署」を定め、関係会社の関連部署等とも連携して、その業務執行状況について管理、指導を行う。
- (b) 経営監査所管部署は当社グループの業務活動の適法性、効率性について監査する。
- (c) 監査役会のもとに「グループ監査役会議」を設置し、当社グループ各社の監査役が意見交換や情報交換を行うとともに、監査役の視点から、グループ全体に関わる事項について議論、検討を行う。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- (a) 監査役のある場合、監査役職務を補助すべき部署として、専任部署の設置もしくは既存部署による兼務により、専任もしくは兼任の使用人1名以上を配置する。
- (b) 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当役員その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の同意を必要とする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 役員は、監査役に対して、法定の事項にわづ、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役との協議により決定する。
- (b) 監査役は、「取締役会」、「グループ経営会議」その他重要な会議に出席する。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 役員は、監査役に対する理解を深め、監査役職務のための環境を整備する。
- (b) 監査役会は、代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(a) コンプライアンス体制

当社グループは、経営理念である「IDentity」を実践していくうえで、コンプライアンスの徹底・強化を経営上の重要な基本原則と位置付けています。2018年度にはコンプライアンス所管の専任部署を新設し、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス意識のさらなる維持・確立と周知徹底のための教育・啓蒙活動等に努めています。

内部通報制度に関しては、社内外に通報窓口を設置するとともに、通報窓口を記載したカードの配布対象先を社外のビジネスパートナーにも拡大し、コンプライアンスに係る問題の早期発見・解決に努めています。

(b) リスク管理体制

2019年4月の持株会社移行を機に、従前の「リスク管理委員会」を改組し、取締役会の諮問機関として「グループリスク管理委員会」を設置しました。グループ内で想定される3つの主要リスク(経営全般、ハザード、オペレーション)ごとに新設された小委員会と連携することで、取締役会の関与を高め、グループ横断的なリスク管理のさらなる強化・向上を目指します。

(c) 取締役の効率的な職務執行体制

持株会社制への移行を機に、取締役会の諮問機関として「経営委員会」を新設しました。おもにM&A、投資、資本・業務提携等の重要案件について、より時間をかけるとともに、自由闊達な議論を促すことを目的としています。

また、グループ各社の経営上の重要課題を協議する場として、常勤の取締役・監査役やグループ会社の経営幹部をメンバーとする「グループ経営会議」を、原則月1回開催しています。

(d) グループ経営管理体制

持株会社制への移行を機に、グループの経営管理を、国内グループ会社は直接当社が、海外グループ会社については、主要グループ会社を通じて行う体制に変更しました。これにともない「関係会社管理規程」の抜本的見直しを実施し、グループ会社に関する重要事項についての決裁権限とその手続きの明確化を図りました。

(e) 監査体制

監査役は、取締役会やグループ経営会議その他重要な会議に出席するとともに、監査役会において、代表取締役、会計監査人および内部監査部門との定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行に努めています。

また、持株会社制への移行を機に、監査役会のもとに「グループ監査役会議」を設置しました。監査役の視点からグループ全体の課題や問題点等を議論・検討するほか、監査役会からの問題提起や検討要請にも対応します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対応し、金銭その他経済的利益を提供しないことを基本方針としています。

反社会的勢力に対する対応については、コンプライアンス・ハンドブックを活用した研修を通じて、当社グループの基本姿勢を、全社員に周知しています。また、取引の際には、当社グループが反社会的勢力との関わりを一切遮断する旨を明示し、併せて、取引相手が反社会的勢力の構成員または反社会的勢力と密接な関係に無いことについて確認を行っています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 1. 情報開示の基本方針

当社は、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」(以下「上場規程」という)に沿って、情報開示を行っています。また、上場規程等に該当する情報にくわえ、投資家の皆様が投資判断を行う際に重要な情報についても、可能な範囲で積極的に開示しています。

#### 2. 適時開示に係る社内体制

重要な会社情報は、関係会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も、情報取扱責任者に情報を報告・集中する体制を取っています。情報取扱責任者の指示に基づき、コーポレート戦略部において当該情報に係る当社および関係会社の各業務執行部門と迅速に協議したうえで、上場規程に沿ってTDnetでの開示手続きを行い、また、当社ウェブサイト、報道機関への公開を実施しています。

開示情報別の開示手続きは以下のとおりです。

##### (1) 決定事実

当社は、決定事実に該当する重要事項の機関決定は、取締役会が行います。重要事項を決定した場合、取締役会は速やかに開示するようコーポレート戦略部に指示します。

##### (2) 発生事実

各業務執行部門の部門長ならびに関係会社の代表者は、上場規程の該当事実の発生を把握した時点で直ちに、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握したうえで、関係部門長と協議し、重要性の判断、上場規程に基づく開示要否の判断を行います。情報取扱責任者は、取締役会、代表取締役社長もしくはグループ経営会議に報告し、承認を得たうえで速やかに開示するようコーポレート戦略部に指示します。

##### (3) 決算情報

財務情報等については、関係会社に関する情報等を含め、コーポレート戦略部に情報が集約され、月1回の取締役会における報告も含め、コーポレート戦略部長が財務情報等を総合的に管理しています。情報取扱責任者は、取締役会の承認に基づき速やかに決算資料を開示するようコーポレート戦略部に指示します。

